

令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方

令和2年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されます（下図「税務署提出用の源泉徴収票の記載イメージ」の赤枠囲み部分が様式の変更箇所です。）。

この手引は、令和2年分の給与所得の源泉徴収票の記載要領及び記載に当たっての留意事項を説明したものです。

税務署提出用の源泉徴収票の記載イメージ

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票												
支払 を受け る 者	住所 又は 居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号	(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										
		(役職名) 経理課長										
		氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ 名 国税 太郎										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給与・賞与	内 6 千 847 円 500	5 千 062 円 750	4 千 669 円 846	0								
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
		有	従有	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	人	人	人	人
○	380 000	1	1	1	4	5					2	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
内 909 千 846 円		120 千 000 円		50 千 000 円		19 千 600 円						
(摘要) (1) 国税五郎 (2) 国税六郎(非居住者) (3) 国税幸子(年少)												
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新額入年金保険料の金額		旧額入年金保険料の金額		
180,000		100,000		90,000		360,000		180,000				
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		
2		24		月 1 日		住		11,500,000		9,000,000		
205,000		27		月 8 日		住(特)						
(源泉・特別) 控除対象配偶者		氏名 (フリガナ) コクセイ ハナコ 氏名 国税 花子		区分		配偶者の合計所得		基礎控除の額		所得金額調整控除額		
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		0 1 2 3		100,000						
控除対象扶養親族	1 (フリガナ) コクセイ イチロウ 氏名 国税 一郎		区分		1 (フリガナ) コクセイ ハルコ 氏名 国税 春子		区分		(備考) (1) 789012345678			
	2 (フリガナ) コクセイ ジロウ 氏名 国税 二郎		区分		2 (フリガナ) コクセイ ナツコ 氏名 国税 夏子		区分		(2) 890123456789			
	3 (フリガナ) コクセイ サブロウ 氏名 国税 三郎		区分		3 (フリガナ) コクセイ アキコ 氏名 国税 秋子		区分					
	4 (フリガナ) コクセイ シロウ 氏名 国税 四郎		区分		4 (フリガナ) コクセイ フユコ 氏名 国税 冬子		区分					
未成年者		本人が障害者		専 業		ひとり親		勤 労 学 生				
外 国 人		死亡退職者		災 害 者		中途就・退職		受給者生年月日				
						就職 退職 年 月 日		元号		年 月 日		
						2		昭和		38 1 1		
支払者		個人番号又は法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		(右詰で記載してください。)						
		住所(居所)又は所在地		埼玉県さいたま市中央区新都心1-1								
		氏名又は名称		国税商事 株式会社 (電話) 048-600-XXXX								
整理欄												

※ 受給者交付用の源泉徴収票にはマイナンバー及び法人番号は記載しません。

この記載の仕方は、令和2年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。



国税庁

法人番号

7000012050002

《令和2年分の給与所得の源泉徴収票の記載要領及び記載に当たっての留意事項》

税務署提出用

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ)									
種	別	支	払	金	額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
		内		千	円	① 千 円		千	円	内 千 円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	従有	老人	千 円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	
				人	人	人		人	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
(摘要)											
⑦											
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日 (1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		円	
		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円	
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	
		氏名						基礎控除の額		円	
		個人番号						所得金額調整控除額		円	
控除対象扶養親族		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		(備考)	
1		氏名				氏名					
		個人番号				個人番号					
2		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分			
		氏名				氏名					
		個人番号				個人番号					
3		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分			
		氏名				氏名					
		個人番号				個人番号					
4		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分			
		氏名				氏名					
		個人番号				個人番号					
未成年者	外国	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生			
					特 別	そ の 他	婦 親				
							⑤				
								中途就・退職		受給者生年月日	
								就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日	
								2		⑥	
支払者		個人番号又は法人番号						(右詰で記載してください。)			
		住所(居所)又は所在地									
		氏名又は名称								(電話)	
整 理 欄											

(税務署提出用)

〔記載要領及び記載に当たっての留意事項〕

以下に掲載していない項目については、「令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

記載欄名	記載すべき事項										
<p>① 給与所得控除後の金額（調整控除後）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>支払金額に応じて所得税法別表第5により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。</p> <p>なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。</p>										
<p>② 住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>年末調整の際に、適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="439 669 1316 1079" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 20%;">記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>認</td> </tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>増</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td> <td>震</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別特定取得」に該当する場合（※1）には「（特特）」と、 ・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合（※2）には「（特）」と併記してください。 <p>※1 その住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）が該当します。</p> <p>※2 その住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合：8% ・特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合：8%又は10%の税率により課されるべきものであるときが該当します。 <p>（注）上記の「消費税額等」とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。</p>	区分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震
区分	記載方法										
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住										
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認										
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増										
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震										

〔記載要領及び記載に当たっての留意事項（つづき）〕

記載欄名	記載すべき事項																	
<p>③ 基礎控除の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 年末調整をした受給者のみ記載してください。 </div>	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</th> <th rowspan="2">記載方法</th> </tr> <tr> <th>合計所得金額の見積額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>320,000</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者の基礎控除申告書		記載方法	合計所得金額の見積額	基礎控除の額	2,400万円以下	48万円	記載不要	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000	2,500万円超	なし	0
給与所得者の基礎控除申告書		記載方法																
合計所得金額の見積額	基礎控除の額																	
2,400万円以下	48万円	記載不要																
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000																
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000																
2,500万円超	なし	0																
<p>④ 所得金額調整控除額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 年末調整をした受給者のみ記載してください。 </div>	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。</p>																	
<p>⑤ 寡婦ひとり親</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 年末調整をした受給者のみ記載してください。 </div>	<p>各欄について、受給者が該当する事項がある場合に「○」を付してください。 (注) 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前(以下「改正前」という。)の寡婦控除、寡夫控除又は寡婦控除の特例の適用がある場合には、「○」を付さず、「(摘要)」欄に次のように記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>該当する控除</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前の寡婦控除 (寡婦)</td> <td>旧寡婦</td> </tr> <tr> <td>改正前の寡夫控除 (寡夫)</td> <td>旧寡夫</td> </tr> <tr> <td>改正前の寡婦控除の特例 (特別の寡婦)</td> <td>旧特別の寡婦</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 改正前の寡婦控除等の適用がある場合とは ①年末調整の対象とならない方 ②最後に給与等の支払を受ける日が令和2年3月31日以前で、年末調整の対象となる方が該当する場合があります。</p> </div>	該当する控除	記載方法	改正前の寡婦控除 (寡婦)	旧寡婦	改正前の寡夫控除 (寡夫)	旧寡夫	改正前の寡婦控除の特例 (特別の寡婦)	旧特別の寡婦									
該当する控除	記載方法																	
改正前の寡婦控除 (寡婦)	旧寡婦																	
改正前の寡夫控除 (寡夫)	旧寡夫																	
改正前の寡婦控除の特例 (特別の寡婦)	旧特別の寡婦																	
<p>⑥ 元号</p>	<p>受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載してください。</p>																	
<p>⑦ (摘要)</p>	<p>所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障害者</td> <td>記載不要(※)</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害者</td> <td>同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害者</td> <td rowspan="2">扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。</p> <p>ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄 ・「控除対象扶養親族」欄 ・「16歳未満の扶養親族」欄 <p>に記載されている場合は、記載を省略できます。</p>	要件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要(※)	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)	扶養親族が年齢23歳未満								
要件	記載方法																	
本人が特別障害者	記載不要(※)																	
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)																	
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)																	
扶養親族が年齢23歳未満																		

国税花子は、令和2年5月に中途退職をしました（年末調整はしておりません。）。
また、控除対象扶養親族である国税一郎がおり、改正前の「特別の寡婦」に該当します。

【令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	□ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	□ 寡婦
		一般の障害者				(人)	<input checked="" type="checkbox"/> 特別の寡婦
		特別障害者				(人)	□ 寡夫
		同居特別障害者				(人)	□ 勤労学生
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。					

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号	(受給者番号)																	
		(個人番号)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3					
		(役職名)																	
		氏名	(フリガナ) コクゼイ ハナコ 国税 花子																
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額														
給与・賞与	1 650 000		21 850																
(源泉) 控除対象配偶者の有無	控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数												
有	従有	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他													
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額														
259 457																			
(摘要) 旧特別の寡婦																			
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額													
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用額																	
(源泉・特別) 控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額													
1		(フリガナ) 氏名	区分	16歳未満の扶養親族	基礎控除の額	所得金額調整控除額													
2		(フリガナ) 氏名	区分																
3		(フリガナ) 氏名	区分																
4		(フリガナ) 氏名	区分																
未成年者	外 国 人	死亡退職者	災 害 者	乙 種 障害者	本人が障害者	特 別 其 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職		受給者生年月日							
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	
												○	2	5	31	昭和	51	11	25
支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰で記載してください。)																	
	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1																	
	氏名又は名称	国税商事 株式会社 (電話) 048-600-xxxx																	
整理欄																			

「(摘要)」欄の記載について
改正前の「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する場合には、「(摘要)」欄に「旧寡婦」などと記載します。
※ 「寡婦」及び「ひとり親」欄には「○」を付さないでください。

「寡婦」及び「ひとり親」欄の記載について
年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当することとなった場合に、「○」を付してください。

国税花子には、控除対象扶養親族である国税一郎がおり、改正前の「寡婦」等に該当していませんでしたが、年末調整において、改正後の「ひとり親」に該当しました。

※ 改正前は「寡婦」等に該当していなかった方が、改正後の「ひとり親」に該当することとなる場合は、令和2年分の年末調整において、ひとり親に該当する旨を申告する必要があります。
 (国税庁ホームページ掲載の『ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ(源泉所得税関係)』質問事例8を参照してください。)

【令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書】

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
			一般の障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
			特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
			同居特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。



障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
			一般の障害者			(人)	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親
			特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
			同居特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

【令和2年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者	一般の障害者	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等	配偶者の有無
					同居老親等	その他		
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

「ひとり親」に該当する旨の申告を受けた場合については、「令和2年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告」欄に「ひとり親」に該当する旨を表示するなど、適宜の方法により記載してください。

「ひとり親」に該当する旨の申告を受けた場合については、「令和2年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告」欄に「ひとり親」に該当する旨を表示するなど、適宜の方法により記載してください。

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関3-1-1		霞が関マンション501号		(受給者番号)												
						(個人番号)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
						(役職名)												
						氏名	(フリガナ) コクゼイ ハナコ 国税 花子											
種別	支給金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額														
給与・賞与	3 960 000	2 728 000	2 082 939	32 900														

控除対象扶養親族	(フリガナ) コクゼイ イチロウ	区分		16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	区分	(備考)												
	氏名 国税 一郎				氏名														
	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4				氏名														
	氏名				氏名														
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙種障害者	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途退職	受給者生年月日	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
							<input checked="" type="checkbox"/>						2			昭和	51	11	25

国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ年齢23歳未満の扶養親族である国税一郎がいるため、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けています。

【令和2年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

区	分	金額
給料・手当等	①	12,000,000 ^円
賞与等	④	0
計	⑦	12,000,000
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	10,050,000
所得金額調整控除額(※) ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	150,000
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	9,900,000
年 社会保	給与等からの控除分(②+⑤)	⑫ 1,797,207

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号	(支給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 氏名(フリガナ) コクセイ タロウ 氏名 国税 太郎		
種別	支給金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	12,000,000	9,900,000	3,067,000	958,800
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
有 従有	有 従有	有 従有	有 従有	有 従有

「(摘要)」欄の記載について

「所得金額調整控除申告書」の「扶養親族等」の欄に記載された方の氏名が、

- ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
- ・「控除対象扶養親族」欄
- ・「16歳未満の扶養親族」欄

(点線で囲んだ箇所)に記載されている場合には、記載を省略できます。

(摘要)	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	180,000	円	生命保険料の金額	100,000	円	介護医療保険料の金額	90,000	円	新国民年金保険料の金額	360,000	円	旧国民年金保険料の金額	180,000	円
控除対象配偶者	氏名	コクセイ イチロウ	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	176,460	円	旧長期障害保険料の金額	19,600	円	所得金額調整控除額	150,000	円			
控除対象扶養親族	氏名	国税 一郎	区分	16歳未満の扶養親族	1	人										

【令和2年分 所得金額調整控除申告書】

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)

☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名
	コクセイ イチロウ
	国税 一郎

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者)をいいます。

【令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書】

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	12,000,000 円	9,900,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		9,900,000 円

○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	
定	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	

区分Ⅰ
C
(注のA~Cを記載)
基礎控除の額
480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

「基礎控除の額」欄の記載について

「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された「基礎控除の額」が、「48万円」の場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「基礎控除の額」欄に転記する必要はありません。
※ 32万円又は16万円の場合は、その金額を「基礎控除の額」欄に転記します。

また、「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「0」と記載します。

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号	(受給者番号)												
		(個人番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
		(役職名)												
		氏名 (フリガナ)	コクゼイ タロウ											
		名	国税 太郎											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額										
給与・賞与	12 000 000 円	9 900 000 円	3 067 000 円	958 800 円										

(摘要)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額 180,000 円	旧生命保険料の金額 100,000 円	介護医療保険料の金額 90,000 円	新個人年金保険料の金額 360,000 円	旧個人年金保険料の金額 180,000 円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用額				
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額 176,460 円	旧長期障害保険料の金額 19,600 円	所得金額調整控除額	150,000 円	
控除対象扶養親族	1 氏名 国税 一郎 (備考)	2 氏名	3 氏名	4 氏名	

支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	(右詰で記載してください。)
	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	
	氏名又は名称	国税商事 株式会社	
		(電話) 048-600-xxxx	